お知らせ

路線バスを利用しましょう

路線バスは、市民の皆さんが通勤・通学・通院・買い物などで利用するいちばん身近な公共交通です。

ここでは、市内の路線バスの現状などについてお知らせします。

路線バスの現状

現在、長浜市では19のバス路線が運行しています。いずれの路線も運賃収入だけでは経営が成り立たないのが現状です。（表1参照）

そこで、市では市民生活に必要なバス路線を維持するため、国や県とともに、これら全ての路線バスの運行に補助金を交付しています。（表2参照）

平成21年度は、運賃収入の増加もあり、前年に比べ、市の補助金が182万円減少しました。しかし、平成22年度は、県の補助金が減額するため、市の補助金は1千万円増加する見込みです。（グラフ1参照）

表1

H21路線バス（路線別）運行実績	利用者数（人）	運行収入（万円）	運行費用（万円）	赤字額（万円）
木之本米原線	61,959	1,312	4,540	3,228
近江長岡線	32,965	704	1,756	1,052
伊吹登山口線	20,381	372	1,120	748
長浜市内循環線	38,254	524	2,429	1,905
高山線※1	17,328	252	445	193
びわ虎姫線※1	16,174	308	545	236
浅井線※1※2	40,757	607	1,370	763
びわこ線	8,004	69	968	899
小谷山線	3,048	63	880	817
北近江リゾート直通線	594	3	108	106
北回り線	3,002	43	1,570	1,526
南回り線	2,645	36	1,325	1,289
東回り線	1,691	29	1,058	1,029
金居原線	15,867	321	1,903	1,581
菅浦線	17,934	331	1,990	1,659
深坂線	18,647	321	1,313	992
柳ケ瀬線	31,601	807	2,948	2,142
丹生線	15,706	394	1,899	1,505
おでかけワゴン	3,708	74	391	317
合　　計	350,265	6,570	28,556	21,986

※1平成21年6月から運行開始。
※2養護学校線(H20.10～H21.5)の運行分を含む。
注：端数処理の関係上、合計数値が単純集計値と一致しないものがあります。

グラフ1

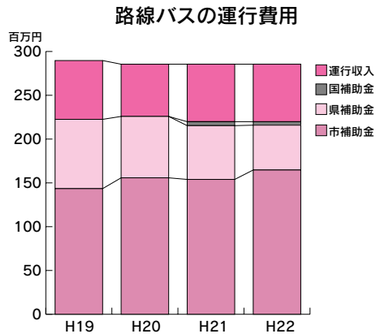

表2　平成21年度　路線バス(全体)運行実績
（平成20年10月から平成21年9月まで）

利用者数	350,265人
運行収入	6,570万円
運行費用	2億8,556万円
国県補助	6,591万円
市補助	1億5,395万円

※デマンドタクシー運行分を含まない。

利用者の皆さんと一緒に考えます

このまま市の負担が増え続けると、今までどおりの路線バスを維持することは難しくなります。今後、それぞれの地域事情を考慮しながら、効率的で持続可能なバス路線の整備に向けて、利用者の皆さんとともに検討を進めてまいります。

将来、車を運転しなくなったときに路線バスが貴重な交通手段となることを踏まえ、現在マイカーをご利用の皆さんも、マイカーと路線バスをうまく使い分けてみてはいかがでしょうか。

おでかけはエコな公共交通で！

バスは、一度にたくさんの人を運べるため、一人当たりのCO2排出量が乗用車の3分の1以下と言われており、環境に優しい乗り物として見直されています。また、バスに乗り換える分、交通事故の減少にもつながり、良好な生活環境を保つことができるようになります。

おでかけにはバスを利用し、気軽なエコ運動に参加しましょう。

問 企画調整課（☎65 6505）

お知らせ

開いてます 春の日曜三日間

異動のピークとなる3月と4月の日曜日（3日間）に、本庁市民課の窓口を臨時で開きます。ぜひご利用ください。

取扱業務

①転入・転出・転居などの住所異動届（住民異動に伴う次の手続き）
●児童手当の申請
●国民健康保険等の手続き
●福祉医療受給資格の手続き
②戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明などの発行
＊住民基本台帳ネットワークによる住民票の広域交付と公的個人認証の申請および登録については取扱いできません。

問 市民課（☎65 6511）

平成22年4月1日以降も

証明書自動交付機の手数料は200円に据え置きます

4月1日から市民課、税務課窓口などでの手数料を改定し1件300円となりますが、**証明書自動交付機を利用しての、住民票の写し・住民票記載事項証明書・印鑑証明書の手数料は200円のまま据え置きます。**

自動交付機を利用するには、公的な身分証明書（顔写真付き）としても利用できる**住民基本台帳カード（住基カード）が必要**です。

住基カードは、**本庁市民課、各支所福祉生活課**で発行できます。平成23年3月まで発行手数料が無料ですので、ぜひこの機会にお作りください。

証明書自動交付機

○交付できる証明書
　住民票の写し・住民票記載事項証明書・印鑑証明書
○利用時間
　平日　8時30分～20時
　休日　8時30分～17時15分
○設置場所
　市役所本庁1階玄関ホール

問 市民課（☎65 6511）

国民年金からのお知らせ

こんなときにはこんな手続きを！

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人すべてが加入する制度です。

次のいずれかに該当するときは、**市保険医療課・各支所福祉生活課**または**年金事務所**への手続きが必要です。

届出を忘れて、保険料を納めていないと、将来受給する年金額が少なくなったり、年金そのものが受給できない場合があります。ご注意ください。

○20歳になったとき（誕生日の前日）
会社員（厚生年金の加入者）、公務員（共済年金の加入者）等を除きます。

○会社等を退職したとき
被扶養配偶者がいる場合は配偶者の人の届出も必要です。

○第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき
収入が増えたとき、離婚したとき等

問 彦根年金事務所国民年金課（☎0749 23 1114）
保険医療課（☎65 6516）
各支所福祉生活課（電話番号は5頁をご覧ください）

突然来た訪問販売業者には気をつけて！

Q 子供向け英会話教室の社員と名乗る人が突然訪ねて来た。今500円で体験レッスンを受けられるので受けてみないかと言われ申し込んだ。子どもが体験レッスンを受けた後、自宅に業者が来て高額な教材の契約を強引に迫られたが契約書に署名はしていない。体験レッスンを受けたら契約しないといけないのか不安になった。再度業者が訪ねて来たらどういう対応をすればよいのか。（長浜市内　男性30代）

A 体験レッスンを受けたからといって契約しなければいけないわけではありません。必要がないと思ったらはっきりと断り、今後も勧誘に来ないよう言いましょう。

改正特定商取引法
（平成21年12月1日施行）

改正内容の一部を紹介します。
○契約しない旨の意思表示をしている消費者に対して、勧誘の継続や電話等での再勧誘は禁止されました。
○次々に契約を押しつけられて過剰に商品等の契約を結んだ場合は、契約後1年間は契約の解除が可能となりました。
※詳しくは長浜市消費生活相談窓口までお問合せください。

問 長浜市消費生活相談窓口【環境保全課内】（☎65 6567）